第

5833

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 11 月 9 日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 通信販売により生じた売掛債権

♀:当社はネット販売をしています。商品 引渡し後に振り込みしてもらう売掛金に回収 できないものがあります。貸倒れとして損金 の額に算入することはできますでしょうか?

A:損金の額に算入することが認められる ものと思われます。

【解説】

売掛債権は、一般の貸付金等の債権とは異 なり、履行が遅滞したからといって直ちに債 権確保のための手続をとることが事実上困難 である等の事情から、取引を停止した後1年 以上経過してもなお回収できない場合に、備 忘価額を付し、その残額を貸倒れとして損金 経理をしたときは、これが認められることと されています。なお、この場合の「取引の停 止」とは、継続的な取引を行っていた債務者 につきその資産状況、支払能力等が悪化した ため、その後の取引を停止するに至った場合 をいいますから、例えば、不動産取引のよう に同一人に対し通常継続して行うことのない 取引を行った債務者に対して有するその取引 に係る売掛債権が1年以上回収できないとし ても、この取扱いの適用はないこととされて います。お尋ねの場合、通販ということで、 1回限りの取引も多いのではと思いますが、 一度でも注文があった顧客について、継続・ 反復して販売することを期待してその顧客情 報を管理している場合には、「継続的な取引 を行っていた債務者」として、取引を停止し た後1年以上経過したときに貸倒れの処理を することができるとされています。







